

# 組織・機構等の改正について

## <組織・機構>

### 1 企業庁の本庁組織（企業立地部）及び出先機関の見直しについて

※「愛知県第五次行革大綱」  
個別取組事項 49

#### （１）改正の背景

内陸用地造成事業及び臨海用地造成事業については、現在、本庁は企業立地部企画調整課、企業誘致課及び工務課、出先機関は衣浦港工事事務所及び三河港工事事務所を設置し、事業を推進しているが、より効率的な事業運営を行い、経営健全化を図るため、本庁（企業立地部）及び出先機関の組織体制を見直す必要がある。

#### （２）改正の内容

平成23年4月1日に、企業立地部の企画調整課、企業誘致課及び工務課の3課を再編し、企業誘致課（仮称）及び工務調整課（仮称）を設置する。

併せて、平成23年4月1日に、衣浦港工事事務所を三河港工事事務所に統合し、衣浦地区及び中部臨空都市の円滑かつ効率的な管理及び工事を行うため、衣浦出張所（仮称）を置く。（所在地は現衣浦港工事事務所：半田市）

◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
<p>[本庁（企業立地部）]</p> <p>企業立地部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>企画調整課</u></li> <li>— <u>企業誘致課</u></li> <li>— <u>工務課</u></li> <li>— 研究施設用地開発課</li> </ul>	<p>企業立地部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>企業誘致課</u></li> <li>— <u>工務調整課</u></li> <li>— 研究施設用地開発課</li> </ul>
<p>[出先機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 水道事務所（４）</li> <li>— <u>衣浦港工事事務所</u></li> <li>— 三河港工事事務所</li> <li>— 豊田工事事務所</li> <li>— 水質試験所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 水道事務所（４）</li> <li>— 三河港工事事務所 <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>衣浦出張所</u></li> </ul> </li> <li>— 豊田工事事務所</li> <li>— 水質試験所</li> </ul>

※上記組織図では「(仮称)」を省略。

## <公の施設>

### 1 ふれあい広場（2施設）の廃止について

- 中川ふれあい広場及び瑞穂ふれあい広場について、名古屋市において代替的な施設整備の見通しが立ち、地元との調整が整ったことから、平成23年4月1日から廃止する。

※「愛知県第五次行革大綱」  
個別取組事項 21

#### ◆施設の概要◆

##### ① 中川ふれあい広場

所在地	名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋 4156
設置年月日	昭和56年7月23日
施設目的	県民に、地域における文化、レクリエーション等の自主的活動と相互交流に気軽に利用できる場を提供し、潤いある地域づくりに資するため。
施設内容	集会施設（和室、会議室）、木かげ広場 等

##### ② 瑞穂ふれあい広場

所在地	名古屋市瑞穂区津賀田町3丁目 83-1
設置年月日	昭和63年4月3日
施設目的	県民に、地域における文化、レクリエーション等の自主的活動と相互交流に気軽に利用できる場を提供し、潤いある地域づくりに資するため。
施設内容	集会施設（和室、会議室）、木かげ広場 等

## 2 社会福祉施設（12施設）の廃止について

- 以下の社会福祉施設（12施設）について、県としての先導的役割の終了、官民の役割分担の観点から、そのあり方を見直した結果、県の公の施設としては平成23年4月1日から廃止する。

なお、各施設は、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、指定管理者等（社会福祉法人）に移譲する。

※「愛知県第五次行革大綱」  
個別取組事項 23

施設区分	施設名	移譲先（予定）
救護施設	① 新生寮	社会福祉法人 愛知県厚生事業団
	② 明知寮	
障害者支援施設	③ 希全センター	
	④ はなのき寮	
	⑤ すぎのき寮	
	⑥ 半田更生園	
	⑦ 藤川寮	
	⑧ 弥富寮	
情緒障害児 短期治療施設	⑨ ならわ学園	
母子生活支援 施設	⑩ 昭和荘	社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会
婦人保護施設	⑪ 白菊荘	社会福祉法人 愛知県婦人福祉会
	⑫ 成願荘	

◆施設の概要◆

① 新生寮

所在地	半田市鴉根町 2-104
設置年月日	昭和 27 年 9 月 15 日
設置目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うため。 (生活保護法第 38 条)
施設内容	居室、事務室、浴室、食堂 等 定員 120 名

② 明知寮

所在地	春日井市明知町 420
設置年月日	昭和 36 年 3 月 16 日
設置目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うため。 (生活保護法第 38 条)
施設内容	居室、事務室、浴室、食堂 等 定員 60 名

③ 希全センター

所在地	豊川市一宮町上新切 33-267
設置年月日	平成 9 年 4 月 1 日
設置目的	障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援）を行うため。（障害者自立支援法第 5 条） 【対象者】身体障害者
施設内容	居室、事務室、機能訓練室、作業訓練室、浴室、食堂 等 定員 200 名

④ はなのき寮

所在地	稲沢市祖父江町祖父江藤柰 3-2
設置年月日	昭和 50 年 5 月 1 日
設置目的	障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護）を行うため。（障害者自立支援法第 5 条） 【対象者】身体障害者
施設内容	居室、事務室、訓練室、浴室、食堂 等 定員 100 名

⑤ すぎのき寮

所在地	北設楽郡東栄町大字三輪字上栗 13
設置年月日	昭和55年5月1日
設置目的	障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護）を行うため。（障害者自立支援法第5条） 【対象者】身体障害者
施設内容	居室、事務室、訓練室、浴室、食堂 等 定員80名

⑥ 半田更生園

所在地	半田市鴉根町 3-40
設置年月日	昭和38年7月1日
設置目的	障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護）を行うため。（障害者自立支援法第5条） 【対象者】知的障害者
施設内容	居室、事務室、作業室、浴室、食堂 等 定員140名

⑦ 藤川寮

所在地	岡崎市藤川町字堤ヶ入 1-2
設置年月日	昭和52年5月1日
設置目的	障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護）を行うため。（障害者自立支援法第5条） 【対象者】知的障害者
施設内容	居室、事務室、作業室、浴室、食堂 等 定員80名

⑧ 弥富寮

所在地	弥富市栄南町 7-2
設置年月日	平成11年5月1日
設置目的	障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援）を行うため。（障害者自立支援法第5条） 【対象者】知的障害者
施設内容	居室、事務室、作業室、浴室、食堂 等 定員80名

⑨ならわ学園

所在地	半田市鴉根町 3-40-1
設置年月日	昭和 45 年 8 月 1 日
設置目的	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すため。(児童福祉法第 43 条)
施設内容	居室、事務室、心理検査室、浴室、食堂 等 定員 50 名

⑩ 昭和荘

所在地	名古屋市昭和区向山町 1-54
設置年月日	昭和 23 年 4 月 1 日
設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援するため。(児童福祉法第 38 条)
施設内容	居室、事務室、集会室、面会室 等 定員 30 世帯

⑪ 白菊荘

所在地	名古屋市北区大野町 2-1
設置年月日	昭和 22 年 3 月 31 日
設置目的	要保護女子等を入所保護し、これに生活指導、職業指導等を行うことによってその自立更生を図るため。(売春防止法第 36 条)
施設内容	居室、事務室、集会室、作業室、浴室、食堂 等 定員 50 名

⑫ 成願荘

所在地	名古屋市北区成願寺 1-8-16
設置年月日	昭和 35 年 7 月 1 日
設置目的	要保護女子等を入所保護し、これに生活指導、職業指導等を行うことによってその自立更生を図るため。(売春防止法第 36 条)
施設内容	居室、事務室、相談室、浴室、食堂 等 定員 30 名

### 3 津島勤労福祉会館の廃止について

- 津島勤労福祉会館は、その社会的役割の変化や県の果たすべき役割等を見直した結果、県の公の施設としては平成23年4月1日から廃止する。

本施設は、津島市と移管に向けて調整中である。

※「愛知県第五次行革大綱」  
個別取組事項 26

#### ◆津島勤労福祉会館の概要◆

所在地	津島市莪原町字椋木5
設置年月日	昭和52年6月18日
設置目的	労働者の福祉の増進を図るため。
施設内容	講堂、小ホール、会議室、日本間、宿泊室、体育室、テニスコート、運動場 等